

## 令和 6 年度以降の日本語教員試験の実施について

### 1. 令和 6 年度日本語教員試験の実施日について

- 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号）」（以下「法」という。）に基づく日本語教員試験については、令和 6 年度から国が新たに実施する。
- 令和 6 年度の第一回日本語教員試験の実施日は令和 6 年 11 月 17 日（日）とする。
- 試験実施要項等については、令和 5 年度に実施した試行試験の結果を踏まえ検討を行い、令和 6 年 4 月以降に公表する。

### 2. CBT 化の検討について

- 令和 6 年度の第一回日本語教員試験については、紙ベースの試験として実施する。
- 今後、受験機会の拡大等のために、日本語教員試験の CBT 化について検討を行う。

### 3. 指定試験機関等について

- 法は、日本語教員試験の実施に関する事務は、文部科学大臣が指定する者（指定試験機関）に行わせることができることとしている。
- 令和 6 年度の第一回日本語教員試験については、指定試験機関を置かず、国が試験を直接実施する。
- 行政事務の簡素化のため、令和 7 年度の第二回以降の試験実施に向けて、法に定める要件を満たし、国から独立して試験を実施するのに適切な法人を、指定試験機関として指定する準備を進める。

#### 【参照条文】

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号）（抄）

（登録）

第十七条 日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下この章において同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下この章において同じ。）を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。

2～5 （略）

(指定試験機関による試験事務の実施等)

第二十八条 文部科学大臣は、その指定する者（以下この節において「指定試験機関」という。）に、日本語教員試験の実施に関する事務（以下この節並びに第六十八条、第六十九条及び第七十一条第四号において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2・3 (略)

(指定の手續及び要件)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 文部科学大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 指定を受けようとする者が、前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

三 指定を受けようとする者が試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正となるおそれがないこと。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者

二 第四十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ロ 第三十一条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して五年を経過しない者

ハ 第四十条第一項又は第二項の規定による取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該取消しを受けた法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

5 (略)